

炭素材料学会賞規定

1995年 4月13日制定	2009年11月13日改定
2001年 1月19日改定	2010年 4月 1日改定
2004年 2月23日改定	2011年 4月 1日改定
2006年12月 6日改定	2013年10月18日改定
2007年11月29日改定	2014年12月 9日改定

(総則)

第1条 炭素材料学会賞（以下、学会賞）は、炭素材料の科学・技術の進歩発達に資し、その業績が特に顕著な者に贈り、これを表彰する。学会賞は、この規定の定めるところによる。

(表彰の種類と炭素誌への掲載)

第2条 学会賞は次の4種類とし、総会の席上でこれを授与する。学術賞、技術賞、研究奨励賞の受賞者は炭素誌に受賞に関連したレビュー（総説、解説、総合論文）を寄稿することにより、成果を炭素読者に周知することとする。

1：学 術 賞 賞状および副賞
 2：技 術 賞 賞状および副賞
 3：研究奨励賞 賞状および副賞
 4：論 文 賞 賞状および副賞

(学術賞)

第3条 学術賞は、本会会員歴5年以上の正会員であって、炭素材料の科学・技術に関する重要な研究をなし、その業績が特に優秀で、その業績を本会機関誌「炭素」あるいは炭素に関連する学術誌に掲載し、原則として表彰を受ける翌年の4月1日現在で満60歳以下の者に授与する。

(技術賞)

第4条 技術賞は、本会会員歴5年以上の正会員およびそのグループ、または会員歴5年以上の賛助会員の組織に所属するグループ（この場合、非賛助会員の組織に所属するグループとの連名でも差し支えない）であって、炭素材料にかかわる新しい製造技術、用途開発などの炭素材料の工学に関し、その業績が特に優秀な者に授与する。

(研究奨励賞)

第5条 研究奨励賞は、本会会員歴3年以上の正会員または学生会員であって、炭素材料の科学・技術に関して優秀な研究業績を本会機関誌「炭素」、炭素に関連する学術誌に掲載、あるいは炭素材料学会年会で研究発表し、原則として表彰を受ける翌年の4月1日現在で満39歳以下の者に授与する。

(論文賞)

第6条 論文賞は炭素材料の科学・技術に関して優秀な研究成果を本会機関誌「炭素」に投稿し、掲載された個人あるいはグループ（著者が複数の場合）に授与する。対象としては、一定期間に「炭素」に掲載された論文・速報・ノート・総合論文・技術報告とする。

(会員歴の算定基準)

第7条 第3条から第5条に規定されている会員歴の算定期日は、いずれも受賞の年の12月31日現在とする。

(表彰の件数)

第8条 1：学会賞の件数に関しては、特に制限を付けないが、原則として各賞1件以内とし、該当者がいない場合は、該当者なしとする。
 2：論文賞の件数に関しては、原則として2件以内とし、該当論文がない場合は、該当論文なしとする。

(学術賞・技術賞・研究奨励賞の選考委員会)

第9条 1：受賞選考のため選考委員会を置く。
 2：選考委員会の任期は2年とし、会長が委嘱する。
 3：選考委員会について、会長が選考委員長を委嘱し、選考委員長が委嘱した選考委員4名の計5名により構成する。ただし、このうち2名は運営委員の中から選任する。欠員が生じた場合は、直ちに補充するものとし、補充された者の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。
 4：選考委員会は、必要に応じて関連する専門分野から各賞の審査委員を委嘱することができる。
 5：選考委員ならびに審査委員の氏名は外部に公表してはならない。
 6：受賞候補者、受賞候補者の指導者、共同研究者は選考委員になることはできない。また、委員委嘱後に上述の事情が生じた当該委員は、委員を辞退するものとする。

(論文賞の選考委員会)

第10条 1：受賞選考のため選考委員会を置く。
 2：選考委員長は編集委員の互選によって決定する。
 3：論文賞選考委員会は選考委員長、編集委員、選考委員長が委嘱した数名の編集委員会外識者で構成する。
 4：受賞候補論文の著者は選考委員になることはできない。
 5：選考委員長ならびに編集委員会外識者の氏名は外部に公表してはならない。

(学術賞・技術賞・研究奨励賞候補者の推薦)

第11条 受賞候補者の推薦は自薦他薦のいずれかによる。いずれの場合も1名以上の正会員あるいは賛助会員の代表者からの推薦があることが望ましい。したがって自薦の場合は他の推薦者なしでもよく、他薦の場合は1名の推薦でもよい。

(学術賞・技術賞・研究奨励賞推薦の方法)

第12条 受賞候補者の推薦方法および日程は、次のとおりとする。
 1：会誌「炭素」の1月もしくは4月発行号の会告において、会員に推薦要領を知らせる。
 2：推薦者は、7月末日までに所定の推薦書を会長宛、学会事務局に提出する。

(論文賞の候補の推薦)

第13条 編集委員会にて受賞候補論文を推薦する。

(選考方法)

第14条 選考の方法は当該委員会において決定する。

(選考結果の答申)

第15条 当該選考委員長は、選考結果を、選考理由書を添えて会長に答申する。

(決定)

第16条 会長は、選考委員会からの答申に基づき運営委員会に報告し、評議員会にて受賞理由を説明のうえ、承認を得て受賞者を決定する。

(規定の変更)

第17条 必要に応じ、運営委員会の決定により本規定を改定することができる。

付則 この規定は、2014年12月9日より実施する。